



長野県報

9月19日(火)
令和5年
(2023年)
第441号

目次

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則(人事課) 1

公告

建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し(建築住宅課) 1

訓令

長野県公文書管理規程の一部改正(情報公開・法務課) 2

規則

長野県組織規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和5年9月19日

長野県知事 阿部守一

長野県規則第46号

長野県組織規則の一部を改正する規則

長野県組織規則(昭和44年長野県規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第9条を削る。

附則

この規則は、令和5年9月21日から施行する。

人事課

公告

公告

建築士法(昭和25年法律第202号)第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和5年9月19日

長野県知事 阿部守一

- 免許の取消しをした年月日
令和5年9月7日
- 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号
牛山 信
二級建築士 長野第6144号
- 免許の取消しの理由
建築士法第9条第1項第2号に該当するため(死亡による)

建築住宅課